定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年六月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年五月十六日

新潟県糸魚川市大字能生小泊三五九六番地二

株式会社能生町観光物産センター

代表取締役　米田　徹

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年六月二十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年五月十六日

静岡市駿河区用宗三丁目一二番二一号

丸中水産株式会社

取締役　増田　達彦

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して普通株式につき、株主総会の決議によってその全部を当社が取得する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は平成二十六年六月十八日です。

平成二十六年五月十六日

岡山県倉敷市福江七〇一番地

鷲羽開発株式会社

代表取締役　渡邊　有一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年六月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年五月十六日

広島県大竹市新町三丁目九番一二号

藤本商事株式会社

代表取締役　藤本　紘

取得条項付株式取得につき株券提出公告

当社は、取得条項付株式である普通株式を取得することにいたしましたので、該当株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年六月十八日までに当社にご提出下さい。

なお、取得事由は、定款に定める株主総会の決議であり、該当株券は普通株式の株券全部となります。

平成二十六年五月十六日

岡山県倉敷市福江七〇一番地

鷲羽開発株式会社

代表取締役　渡邊　有一

限定承認公告

本籍長崎県佐世保市栄町六番、最後の住所長崎県佐世保市栄町六番一二号

被相続人　亡　古賀　澄子

右被相続人は平成二十六年三月六日死亡し、その相続人は平成二十六年五月一日長崎家庭裁判所佐世保支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年五月十六日

長崎県佐世保市栄町六番一二号

相続財産管理人　古賀　三重

第二種金融商品取引業の廃止の公告

当社は、平成二十六年六月二十日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十六年五月十六日

東京都千代田区鍛冶町二丁目二番二号

コスモビジネスサポート株式会社

代表取締役　塚越　正巳

公示送達

土地区画整理法第百条第一項の規定による茅野都市計画事業西茅野土地区画整理事業の左記に記載する者に対する使用収益停止通知を送付すべき場所を確知できないため、同法第百三十三条第一項及び第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により、当該通知書の送付に代えてその内容を次のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　神奈川県横浜市中区小港町エリヤ一

氏名　伊藤百合子

二　通知の内容

土地区画整理法第百条第一項の規定により、別紙のとおり使用し、または収益することを停止します。

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に長野県知事に審査請求することができます。

二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に茅野市西茅野土地区画整理組合を被告として、処分の取り消しの訴えを提起することができます。

三　上記の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に茅野市西茅野土地区画整理組合を被告として処分の取り消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙は掲載を省略し、それらを茅野市宮川六二三七番地において掲示しています。

平成二十六年五月十六日

長野県茅野市宮川六三八五番地四

茅野市西茅野土地区画整理組合

理事長　五味　政義

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金十九億七千百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年四月十日付官報の号外第八十一号五十七頁に掲載されています。

平成二十六年五月十六日

東京都千代田区丸の内二丁目一番一号

東京ベイプロパティー特定目的会社

取締役　松澤　和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億六千四百一万九千四十円（ただし、第一号優先資本金につき金一億六千五百一万一千九百円、第二号優先資本金につき金九千九百万七千百四十円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は平成二十六年五月八日付官報の号外第一〇〇号五十七頁に掲載されています。

平成二十六年五月十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

葵坂特定目的会社

取締役　井出　清彦

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七十四億六千九百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の要旨は平成二十六年四月九日付官報の号外第八十号六十二頁に掲載されています。

平成二十六年五月十六日

東京都千代田区丸の内一丁目八番三号

ホエール特定目的会社

取締役　宇野　重樹

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十六年四月十一日近畿地方整備局告示第七十六号（道路に関する件）（原稿誤り）				
八下	七	一号	一号及び八号	
平成二十六年二月十九日九州地方整備局告示第二十九号（都市計画に関する件）（原稿誤り）				
一一上		一六日向延岡	平成二十四年九州地方整備局告示第四十五号日向延岡	
平成二十六年三月五日九州地方整備局告示第四十二号（都市計画に関する件）（原稿誤り）				
六下		終りから一九	荒尾	平成九年建設省告示第三百四十三号荒尾

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月十四日付特第七号四ページ
府調達第八九号四八ページ

―ジ●同月十六日付第一〇八号九六ページ●同日付政

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）